

児童 特別児童 扶養手当制度

児童扶養手当

父親がいなかったり、父親が
痲疾等によりいないのと同
じような家庭の児童の心身
を健やかに成長させるため
に、児童の母または児童を
養育している人に支給され



特別児童扶養手当

身体または、精神に障害
のある児童の生活の向上に
役立てるため、その児童を
監護する父もしくは母また
は父母にかわってその児童
を養育している人に支給さ
れる手当です。

福

社

だ

よ

り



ただし、手当を受けよう
とする人は日本国民であり
国内に住所を有していなけ
れば手当は支給されません

る手当です。

ただし、この手当を受けようとする人が障害福祉年金及び老齢福祉年金以外の公的年金を受けることができるときは、手当は支給されません。

また、手当を受けようとする人は、日本国民であり、国内に住所を有していなければなりません。

対象となる児童

十八歳未満または、二十歳未満(心身に障害がある児童で、その痲疾の程度は国民年金法による障害等級の一級及び二級並びに身体障害

対象となる児童

二十才未満であつて、身体または精神が重度の痲疾の状態にある児童または中程度の痲疾の状態にある児童が支給対象となります。ただし、痲疾を支給事由とする年金を受けているときは手当は支給されません。

手当の額(53年8月分より)

児童一人につき

一級 二万四千八百円

二級 一万六千五百円

なお、手当の支給月は八月十一日・十二月十一日・四月十一日にそれぞれの郵便局窓口で支払われますが、十二月に受ける手当は請求すれば十一月十一日以降に受け取ることができます。

詳しいことは、役場福祉係でお尋ね下さい。

者福祉法による障害等級の一級から三級までと四級の一部に相当する)で次のいずれかに該当する児童。
ただし、里親に委託されている児童や施設等に入所している児童は対象になりません。

(1)父母が離婚した後、父親と別れて生活している児童。
(2)父が死亡した児童。
(3)父が痲疾(その程度は国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の一級並びに身体障害者福祉法による障害等級の一級及び二級の一部に相当する)の状態にある児童。

(4)父の生死が明らかでない児童。
(5)父から引き続き一年以上遺棄されている児童。

乳児医療費 助成制度

乳児医療費 助成制度

この制度は、低所得者世帯で乳児を持つ家庭に対し、医療費の一部を助成することにより、早期治療を容易にし、乳児の健やかな成長を図るものです。

対象者は、満一歳に満たない乳児ですが、その扶養者が国民健康保険や社会保険の被保険者、あるいは共済組合の組合員である人。

また、その世帯の所得税額(誕生日の属する年の前年分)が二万八千八百円以下の場合に限られます。

詳しいことは、役場福祉係でお問い合わせ下さい。

(6)父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童。
(7)母が婚因によらないで懐胎した児童。(未婚の母の子)。
(8)出生した当時の事情が不明な児童。

○手当の額(五十二年八月分より)
児童一人のとき
月額 二万一千五百円
児童二人のとき
月額 二万三千五百円
児童三人以上のときは一人増すごとに月額四百円加算

第六回特別給付金
庫債券等の買上償還

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法等により交付される第六回特別給付金庫債券等の買上償還が次により行なわれます。

1、対象となる国庫債券
従来から対象とされている国庫債券のほか、本年度から償還が開始されている次の国庫債券が新たに対象となります。

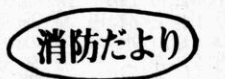
なお、従来対象とされていた国庫債券のうち、第五回特別給付金国庫債券については、本年度から取扱いません。

ア、第六回特別給付金国庫債券
「ろ」号券(昭和五十二年七月十四日発行)
イ、第二回特別弔慰金国庫債券
「ろ」号券(昭和五十二年十月一日発行)

2、その他
買上条件・申込方法等については従来通り。(概ね、町民税非課税のもの)

詳しいことは、役場福祉係でお問い合わせ下さい。

災害のない明るい町に



火事と救急は119番

正しく使って楽しい花火

夏の風物詩「花火のシーズン」が訪れました。次のことに十分注意して楽しく遊びましょう。

- 花火に書いてある遊び方をよく読んで必ず守ること。
- 花火を人や家に向けたり、もえやすい物のある場所で遊ばないこと。
- 風の強い日は花火をしないこと。
- 大人といっしょに遊ぶこと。
- バケツなどに水を入れて用意すること。

六月中の火災(丙は今年の累計)

日置町	1件(3)
油谷町	0件(5)
三隅町	0件(2)
長門市	3件(13)

長門市消防本部・消防署

TEL(長門) 二一三二一一

TEL(油谷) 二一一三三〇

TEL(出張所)